令和４年（ワ）第４５号　福島原発避難者損害賠償請求事件（第４陣訴訟）

原　告　芹川輝男　外１０１名

被　告　東京電力ホールディングス株式会社

# 原告ら第１４準備書面

## （重過失ないし相当程度に重い過失及び悪質性の存在の補充）

２０２３（令和５）年９月５日

福島地方裁判所いわき支部　合議１係　御中


原告ら訴訟代理人弁護士　小野寺利孝

同　鈴木堯博

同　広田次男

同　米倉勉

同　鈴木延枝

同　佐藤剛志

同　菅野哲

同　磯秀一良

同　　永　山　健　太　郎　代

同　　大　木　裕　生

同　　櫛　田　　啓　代

同　　三　浦　学　人　代

原告ら訴訟復代理人弁護士　　杉　原　悠　記　子

外

第１　はじめに ..... 5
第２　被告の悪質性の補充 ..... 6
１　許されない原発事故の隠ぺい ..... 6
２　３０年前に遡る被告の事故隠ぺい ..... 6
（１）　１９８９年，福島第二原発３号機事故 ..... 6
ア　事故の概要 ..... 6
イ　被告の対応 ..... 7
（２）　１９９２年，福島第一原発２号機事故 ..... 10
３　福島県が被告や被告国に対しおこなった重要な問題提起 ..... 11
（１）福島県エネルギー政策検討会 ..... 11
（２）福島県エネルギー政策検討会の「中間報告　とりまとめ」 ..... 11
４　被告による検査データの改ざん ..... 13
（１）　２００２年８月，被告が改ざんを公表 ..... 13
（２）　公表後の福島県民等の反応 ..... 17
５　被告の事故隠しは２００２年で終わらなかった ..... 17
（１）　４年後，再び繰り返されたデータ隠ぺい ..... 17
（２）　法定検査でも，データを改ざん ..... 19
６　このような被告の体質の問題点ついて ..... 19
（１）　被告の非違行為 ..... 19
（２）　非違行為の背景にあるのは，利益優先主義 ..... 20
第３　原子力発電の安全に関する提言・申入れを行った市民団体に対する対応にみる被告の悪質性 ..... 21
１　市民運動の起こり ..... 21
２　被告が津波による冷却機能喪失の可能性を認識していたこと ..... 23
３　被告及び被告国の福島県への原発立地に向けた動き ..... 24

（１）　原発設置計画の登場 ..... 24
（２）　原発設置計画の内容 ..... 24
（３）　楢葉町での協議会の存在 ..... 25
（４）　住民への説明の不存在と計画の強行 ..... 26
４　第二原発の設置に反対する市民運動の立ち上がり ..... 27
（１）　２つの市民団体の立ち上げのきっかけ ..... 27
（２）　公聴会の実施 ..... 27
（３）　住民団体の結成 ..... 29
（４）　福島第二原発設置許可処分取消訴訟（甲Ａ１３４号証） ..... 29
５　チェルノブイリ原発事故と全国連絡センターの設立 ..... 30
６　市民団体による被告との直接交渉 ..... 30
（１）　被告と住民の直接交渉の始まり ..... 30
（２）　チリ津波級の原発への影響 ..... 32
７　「津波評価技術」を元にした交渉で明らかになった事実 ..... 33
（１）　「津波評価技術」に関する１年にわたる交渉 ..... 33
（２）　初めての書面による回答と津波による浸水の可能性 ..... 34
（３）　被告は海水ポンプが使用不能になることを想定していた ..... 35
（４）　判明した事実に基づく申し入れと被告の対応 ..... 36
８　最新の知見に基づく説明を行わなかったこと ..... 38
９　津波による冷却機能喪失の可能性についての被告の認識 ..... 39
（１）　原発県連が指摘した福島第一原発の欠陥 ..... 39
（２）　被告の対応の不十分性と不誠実性 ..... 40
10　小括 ..... 40
第４　まとめ ..... 41
第５　悪質性主張の意義 ..... 41
１　慰謝料についての一般論 ..... 42

（１）　判例……42
（２）　学説……42
（３）　小括……42
２　交通事故における慰謝料増額事由……43
（１）　慰謝料増額事由が多岐にわたること……43
（２）　慰謝料を増額した裁判例……43
３　日弁連提案による慰謝料増額事由……44
４　まとめ……45

## 第１　はじめに

原告らは，本年６月７日付け原告ら第１０準備書面において，被告東京電力（以下，単に被告と言う。）が原子力事業者として当然に考慮しなければならない住民の安全性，住民の声というものを長年にわたり無視してきたこと，特に本件各訴訟の原告らの一部も参加している二つの市民団体を中心として，本件事故以前から，本件事故のような原発の過酷事故を回避するため，何度となく被告に対して地震・津波対策を採るよう警告し，申入れを行ってきたが，被告はこれに誠実に対応しようとせず，結果，本件事故を招いたことを指摘した。

本準備書面においても，引き続き被告の悪質性を取り上げる。

被告は，データ改ざんや事故隠しを繰り返してきた。また，市民団体が指摘した原発の安全性に関わる重大な警告についても，これを無視し続けてきた。本準備書面では，被告が本件原発事故を引き起こすに至った，被告が抱える体質的悪質性を明らかにする。

そうして，被告に本件原発事故を起こしたことの極めて強い非難性が存在することを，重ねて明らかにすることが狙いである。

## 第２　被告の悪質性の補充

### １　許されない原発事故の隠ぺい

これまで原告らが繰り返し準備書面で述べてきたとおり，原子炉内で起きていることは，原子爆弾と同じ核分裂反応であり，その潜在的な危険性は極めて大きなものである。その安全な管理・運営は，周辺住民の生命・身体の安全にとって極めて重要なことがらである。可及的に安全を確保するためには，様々な方策が重層的に取られるべきであるが，仮に原発施設内で事故が起きた場合に，それをすぐさま公表するとともに，原因を検証することが必要である。すなわち，透明性・説明責任の確保及びその結果に基づく再発防止対策の確実な実行であり，これは安全確保のための重要な方策の１つである。その意味で，事故の隠ぺいなどはあってはならない事柄なのである。

しかし，被告は本件原発事故においてさえ，炉心損傷の事実を隠ぺいしようとするなど，説明責任をまっとうに果たそうという姿勢は非常に希薄であった。そして，後述するように，その隠ぺい体質は，歴史的に相当根深いものがある。以下，詳述する。

### ２　３０年前に遡る被告の事故隠ぺい

#### （１）　１９８９年，福島第二原発３号機事故

##### ア　事故の概要

１９８５（昭和６０）年６月２１日，福島第二原子力発電所３号機が運転を開始した。その４年後の１９８９（昭和６４）年１月６日，同３号機で再循環ポンプが破損するという，大事故の発生が発覚した（以下「破損事故」という）。

この破損事故では，まず，冷却水を原子炉内に送る，原子炉再循環ポンプが異常振動を起こし，回転軸の振幅が通常の約４倍に跳ね上がり（甲Ａ１１２号証の６），同年１月６日には設計上の基準値の０．３８

ミリのみならす設計上の許容値の０．５ミリを超えた。そして，その振動により，重さ１００キロのステンレス製の水中軸受けリングと羽根車の一部が破損して数十キロもの金属片が原子炉再循環ポンプ内に入り込んだ。

原子炉再循環ポンプとは原子炉（圧力）容器内の原子炉冷却水を，原子炉再循環ポンプによりジェットポンプを介して炉心へ強制循環させる装置である。福島原子力発電所で採用されている，沸騰水型原子炉（ＢＷＲ）で使用される水には冷却材と減速材（中性子の速度を制御）としての２つの役割が与えられている。この重要な役割を担う水の自然循環に加えて，再循環ポンプによる強制循環を追加することで，出力と安定性を増大させることができるとされている。

**イ　被告の対応**

（ア）　破損事故に話を戻すと，３号機では１９８８（昭和６３）年１２月３日から中性子の量が増大し，原子炉が自動停止した。中性子の量が適正でないという場合には，原子炉内の核分裂反応を的確に制御できない。その意味で，中性子の異常増量は，重大な事故である。同月１２日には原子炉圧力容器からタービンに蒸気を送る配管の安全弁に異常が見つかり原子炉を手動停止にしている。原因は点検作業の過程での電気配線のミスにより，弁に接続している駆動軸に過大な力が加わり，軸の根元部分が折損したという事故である（甲Ａ第１１２号証の２）。自動停止は，機械が重大事故につながりかねない異常を探知して，自動で発電を停止させるものであり，手動停止は，職員自身が機器の数値等から異常を感知して，重大事故につながりかねないと判断して発電を停止させるものである。どちらも緊急事態ないしそれに準じた状況が生じたことを示すものであるといえる。

破損事故は，地元紙（福島民報）が「前例のない重大事故」と報じたもの（甲 A 第１１２号証の１）である。そして，当時の福島第二原発所長・宇佐美武氏が「結果的に判断が甘かったと言われても仕方がない。その時に処置していれば未然に防げたかもしれない」（甲 A 第１１２号証の２）というように，「甘い判断」で前兆を見逃し，十分に防止可能だった事故を実際に引き起こしてしまったのである。

自動停止・手動停止を行うなどという緊急事態が生じたのであるから，細心の注意をもって点検を行うべきであった。そして，入念な点検を行っていれば，本件破損事故の徴候をつかむことは十分可能であり，破損事故を防ぐことができたものと合理的に考えられる。

しかし，そのような点検を怠ったために，被告は，１９８９（平成元）年１月１日まで再循環ポンプの異常を発見できなかった。

（イ） 再循環ポンプは，上述のように，原子炉の安全制御・運転の要となる設備である。その機能損傷は原子炉の制御不能に繋がりかねない重大なものである。また，この破損事故によってポンプ内に入り込んだ，座金の一部が，仮に原子炉内に入り込めば燃料棒を傷つけ，一時冷却水を汚染する可能性（つまり，放射性物質が原子炉格納容器から漏れ出す可能性）もある，当時としては世界でも前例のない重大なものであった（甲Ａ第１１２号証の３，同第１１２号証の６）。

しかし，この事故対応につき，被告は，①事故をすぐさま報告しなかっただけでなく，②公表した内容には「事実のごまかし」があった。そこから見えてくるものは，被告が原子炉の安全運転よりも，目先の短期的な利益（稼動率の向上）を優先する姿勢である。

（ウ） まず①についてみると，被告としては，一刻も早い事故の報告を

国または福島県民に行うべきであったが，重大事故の発生を福島県民が知ったのは実に１か月後の２月３日であった。

さらに，②に関しては，当初の被告の発表は「１月６日に異常振動が生じ，同夜，原子炉を停止し，７日から予定通り定期検査に入った」というものであったが，のちにそれが虚偽であることが判明した。

実際の事故状況は以下のとおりである。

異常振動とそれに伴う警報が始まったのは１月１日であり破損はこの時点から生じていたと考えられる。しかし，被告は，第二原発３号機の定期点検が同月７日に控えていたために，１月１日の警報や５日～６日の警報を無視して運転を続けていたのである（甲Ａ第１１２号証の１）。福島県のエネルギー政策事務局（後述）が言うとおり，「発電所の停止期間を最小限にしよう」（甲 Ａ 第１１７号証）とした，利益優先主義が原因である。

６日には振動計が振り切れたうえ，１４時間以上も警報が鳴り続けていた。原発の立地４町（大熊町・双葉町など）にはさすがに１月６日中に連絡が入ったが，それでも振動計が振り切れるようになってから１４時間以上たってからであった。

このことが新聞報道されるや否や，多くの福島県民・国民の不安と怒りを招き社会問題となっていた（甲 Ａ１１２の１～７）。しかも，被告は事故当初，「部品回収に全力」を挙げるとしていたにもかかわらず，すぐに「安全性が確認できれば未回収でも運転することはあり得る」と方針転換し，福島県民・国民の不安・怒りは更に深刻なものとなった（甲Ａ１１２の２）。

「住民と事業者との安全性に関する認識のずれ」が明らかであった。

（エ）　こうした一連の問題を重視した福島大学の６割の教官有志は，１９９０（平成２年）年４月，当時の福島県知事に公開質問書を提出するにいたった（甲Ａ第１１３号証）。

しかし，結局，被告は，このような申し入れを無視して，原発を再稼働した。利益優先のために情報を隠し，事を小さく見せようとして，稼働継続につなげようとする姿勢が顕著にみられる出来事といえる。

（２）　１９９２年，福島第一原発２号機事故

事故に対する真摯な検証を怠る事業者は失敗を繰り返す。１９８９年の福島第二原発３号事故から３年後，被告は，今度は同第一原発で事故を引き起こした。

１９９２（平成４）年９月２９日，第一原発２号機で原子炉の水位が通常よりも低いことを示す「原子炉水位低」という信号が発信され，原子炉が自動停止した。

その後，更に水位が低くなったことを示す「原子炉水位低低」という別信号が発信された。原子炉水位が著しく低下すれば，核燃料棒が水から露出し，最悪メルトダウンに至る。この時は，ＥＣＣＳ（緊急時炉心冷却装置）という，緊急時に炉心に大量の水を送り込み炉心の水位を下げる安全確保の命綱と言われる装置が作動し，事なきを得たことが明らかになった。

しかし，この時にも被告はその事故の第一報において，ＥＣＣＳが作動した事実を報告しなかった。このことが，のちに判明し，問題となった（甲Ａ第１１４号証の１～４）。

ＥＣＣＳが作動する事態は，原子力発電の緊急事態を示すものであり，安全のために確実にかつ速やかに自治体等に通報すべき事柄であったが，被告は「事故に至らなかったため」としてこれを行わなかった。

しかし，緊急事態であることに変わりないのであるから，いち早く自治体等に伝えるべき事柄であった。許されない情報の隠ぺいが行われた一例といえる。

3　福島県が被告や被告国に対しおこなった重要な問題提起

（1）福島県エネルギー政策検討会

２００１（平成１３）年５月に当時の福島県知事であった佐藤栄作久氏は，「福島県エネルギー政策検討会」を立ち上げた。背景は，以上のような被告による情報の隠ぺいのほか，その後に続いた数々の原発不祥事がある。１９９５（平成７）年には，動力炉・核燃料開発事業団（当時）が運営する高速増殖炉「もんじゅ」において，ナトリウム漏えい事故の現場を撮影したビデオ映像を編集・隠ぺいした事件があった（甲Ａ第１１５号証の１，２）。１９９９年には，茨城県東海村でいわゆるＪＣＯ臨界事故が起こり（甲Ａ第１１６号証），日本の原子力事故で，はじめて死者が出た。また同年には関西電力高浜原発３号機で使用予定だった，イギリス原子燃料公社（ＢＦＮＬ）製造のＭＯＸ燃料ペレットの寸法データが改ざんされていることが明らかになった（甲Ａ第１１７号証　２頁参照）。こうした一連の事件等を，国・事業者の隠ぺい体質の顕れと把握した福島県により，福島県エネルギー政策検討会が設置されるのである。

（2）福島県エネルギー政策検討会の「中間報告　とりまとめ」

福島県エネルギー政策検討会は，破損事故に端を発して，その後の原子力事業に関する情勢から，原子力発電の安全性に疑問を持ち始めた福島県が，その安全性等を問い直すために平成１３年５月に設置したものである。大学教授・技術評論家・科学ジャーナリストなど１１人の有識者，欧州調査をおこなった県職員，国の原子力委員会委員などとの意見交換を行うなどして，中間報告のとりまとめまでの１年半の間に計２３回開催され報告

書にまとめられた（甲Ａ第１１７号証）。

その福島県エネルギー政策検討会「中間とりまとめ」として作成された，『あなたはどう考えますか？～日本のエネルギー政策～　電源立地県福島からの問いかけ』（平成１４年１２月発行）に，次のような記述がある（以下，甲Ａ１１７号証２～４頁引用）。

―　本県においては原子力発電所の再循環ポンプの損傷事故（昭和64年）や共用プール設置における国の約束反故（平成5年）などの事故や事件がありました。

さらに，平成7年12月には，高速増殖炉原型炉「もんじゅ」の事故が発生し，意図的な事故情報の隠ぺい等が明らかになるに至り，本県は，「今後の原子力政策の基本的方向について，改めて国の明確な責任において国民の合意形成を図ることが重要である」と考え，平成8年，新潟県，福井県とともに総理大臣との懇談においても「国は新しい体質のもとでの原子力政策を推進すべきである」旨の提案を行いました。

また，プルサーマル計画について，本県は，平成9年に「核燃料サイクル懇話会」を設置して，約1年間をかけて検討を行い，平成10年，「核燃料サイクルについて広く国民・県民の理解を得ること」など4つの要請事項を付して，全国で初めて事前了解を行いました。しかしながら，その後，MOX燃料データ改ざんやJCO臨界事故など相次つぐ不祥事や事故が発生し，国民・県民の理解が後退している中，平成13年1月，突然，プルサーマルを実施しようとする事業者の動きがテレビで全国に放映されました。

さらに，平成13年2月8日には，「すべての新規電源の開発計画を抜本的に見直し，原則3～5年凍結する」との方針が，一方的に事業者から発表され，しかし，その翌日には，「国策として進めるべき原子力発電については，今後とも計画通り推進」するとの修正がなされました。このように，国策としていったん

決めた方針は，国民や立地地域の住民の意向がどうあれ，国家的な見地から一切変えないとする一方で，自らの都合により，いとも簡単に計画を変更するといった，国や事業者のブルドーザーが突進するような進め方は，本県のような電源地域にとって，地域の存在を左右するほどの大きな影響を与えかねないものです。こうした動きに左右されず，地域の自立的な発展を図っていくためには，電源立地県の立場で，エネルギー政策全般について検討し，確固たる考えのもとに対処していく必要があると考え，エネルギー政策検討会を設置しました。（「あなたはどう考えますか？～日本のエネルギー政策～」 福島県エネルギー政策検討会「中間とりまとめ」）―

この文書が示しているのは，原発立地県の原発政策に対する不信の申し立てである。「新しい体質のもとでの原子力政策を推進すべきである」という表現が物語るように，事故を隠ぺいする，事実を明らかにして地元民との間で合意形成を図ることをしない「古い体質」を刷新しない限り，地元としては協力できないという強い不信感である。これは，なかなか言える話ではない。

しかし，被告は，福島県からの強烈な批判等を受けたにもかかわらず，その後もデータ改ざん行為を行うなど，隠ぺい体質を改善することはなかった。

4　被告による検査データの改ざん

（1）　２００２年８月，被告が改ざんを公表

２００２（平成１４）年８月２９日突然，被告は２９件の検査データの改ざんや検査結果の隠ぺいをしてきたことを記者会見で発表した（甲Ａ１１８号証の１～２６。以下「検査データ改ざん・隠ぺい事件」という）。

この発表は，エネルギー政策検討会の開催中であったため，同検討会で

も「原子力発電所における自主点検作業記録にかかわる不正問題について」論議され（甲Ａ第１１９号証），中間報告書に記載された。

この時に公表された検査データ改ざん・検査結果隠ぺいは，１９８０年代後半から１９９０年代にかけて，被告が米ゼネラル・エレクトリック・インターナショナル（ＧＥＩＩ）社に発注した福島第一原発を含む原子炉施設の「自主点検」作業において行われていたものである。

改ざんの内容は，図表１（甲 Ａ 第１１７号証１５頁）に示した。シュラウド・シュラウドヘッドボルト・蒸気乾燥器，アクセスホールカバー，炉心スプレイスパージャ，ジェットポンプ，炉心モニタハウジングなど重要な炉心機器の「ひび割れの存在」やその徴候，摩耗などについて，事実を確認しながら「なかったこと」にする等不正な検査結果等を報告するものである。

【原子力発電所における不正問題案件の概要（福島県内分）（平成14年11月30日現在）】

福島県県民安全室

| 区分 | | 福島第一原子力発電所 | | | | | | 福島第二原子力発電所 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 原子炉格納容器漏えい率検査不正 | | ■ | | | | | | | | | |
| 再循環系配管ひび | | △ | △ | △ | △ | △ | | | | △ | |
| 自主点検作業記録不正問題 | 炉心シュラウド | ●A | ●A | ●A | ●B | ●A | | | ●B | ●A | ●B |
| | ドライヤー | ●A | | | | | | ●C | | | |
| | 炉心スプレイスパージャ | ●B | | | | | | | | | |
| | アクセスホールカバー | | ●C | | | ●C | ○ | | | | |
| | シュラウドヘッドボルト | ○ | ○ | | | | ○ | | | | |
| | ジェットポンプ（入り口配管） | ○ | | | | | | | | | |
| | ジェットポンプ(セットスクリュー等) | | | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| | ジェットポンプ（計測用配管） | | | | | | ○ | | | | |
| | 中性子計測配管 | | | | ●B | | | | | | |
| | レンチ置き忘れ | | | ●C | | | | | | | |
| 総点検中間報告 | 原子炉給水系配管溶接部ひび | | | | | ▽ | | | | | |
| | シュラウドサポートひび | ▽ | | | | ▽ | | | | | |
| | ジェットポンプ計測配管損傷 | | | | | | | | ▽ | | |

【凡例】 ▒ 既に取替え、又は修理済みのもの。

■ 国の定期検査時に不正（偽装工作）があったもの。

△ 再循環系配管の自主点検でひびが確認されたが、国に報告がなされなかったもの。

● 自主点検の結果、ひび等が確認されたにもかかわらず、点検記録を改ざんし、国の調査結果で不適切な対応と評価されたもの。国のA～Dの評価区分は次のとおり（A～Cを●とした。）

A：技術基準適合義務を遵守していなかった可能性のあるもの。

B：通達等に基づく国への報告を怠ったり、事実に反する報告を行った可能性がある。

C：自主保安のあり方として適切とはいえない。

D：問題点は見出せなかった。

○ ＧＥの指摘により、自主点検の結果と東電の報告書等に食い違い等が見られたが、国が問題点は見出せなかった（評価D）としたもの。

▽ 総点検中間報告で、東京電力(株)が情報提供することが望ましかった事案として報告されたもの。

（図表１）

ここで，シュラウドとは，原子炉圧力容器内部に取り付けられた円筒状のステンレス製構造物（隔壁）で，燃料集合体や制御棒等を収納している。その機能は，ジェットポンプによりシュラウド下部から炉心部に導かれた冷却水の流路を確保するための仕切り版の役割を果たす大切な部位である（図表２）。

図表１に見るように，福島第一および第二原発の１０基のうち，８基の炉心シュラウドに異常があり，しかもそのレベルは，評価Ａ「技術基準適合義務を遵守していない可能性のあるもの」である。技術基準適合義務とは，電気事業法３９条で定める安全基準であり，これに適合しない可能性

があるということは，要は，「原発に求められる安全性を保っていない」という意味であり，緊急事態といえる。

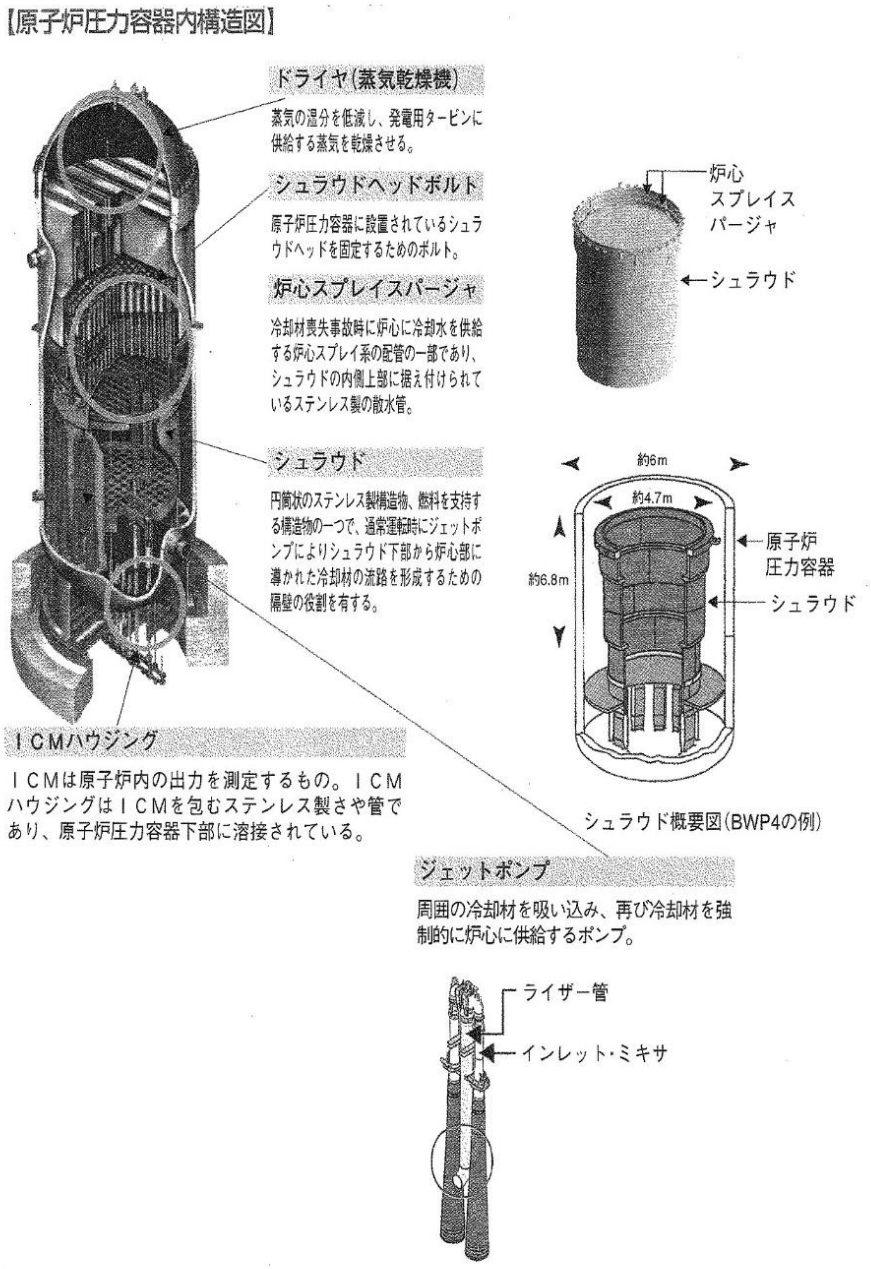


（図表２，甲Ａ１１７号証１７頁より）

図表２から明らかなように，シュラウドは，燃料棒を格納する場所である。したがって，シュラウドないしその周辺の部位のひび割れ等を放置し

た状態で稼働を続ければ，それが亀裂になるなどして圧力容器から放射性物質が大量に漏れ出す等，大事故につながりかねないことは明らかであった。当時の被告や原子力安全・保安院は，「直ちには」重大な事故とはならない状態であったなどと述べているが（甲 A 第１１８号証の３），それは誤った評価である。この点は後に詳述するが，検査データ改ざん・隠ぺいが発覚せず放置されたままになれば，大事故につながる可能性が十分にあったことは看過してはならない。

（２）　公表後の福島県民等の反応

このデータ改ざん等の公表以後，連日の報道がなされ，被告は厳しい強い社会的非難を受けていた（甲 A１１８の１～２５）。報道からは，福島県民・国民の関心が極めて高かったことがうかがえる。

原子力発電の安全性は，適時・適切な検査と修理により保たれているものと当時の福島県民・国民は考えていたし，事実適時・適切な検査・修理を行う責務が被告には課せられていた。これらの約束事がきちんと守られなかったことの重大性からすれば，福島県・福島県民等の反応は，当然のものといえる。

5　被告の事故隠しは２００２年で終わらなかった

**（１）　４年後，再び繰り返されたデータ隠ぺい**

２００２年８月のデータ隠ぺいは，南直哉社長（当時（はじめ，社長経験者５人が引責辞任するという事態まで発展した。本来ならば，これ以降はデータ隠しなどの不祥事は，なくなりそうなものである。

しかし，驚くことに被告は，その後も改ざんを繰り返した。

検査データ改ざん・隠ぺい事件から４年後の２００６年１１月柏崎刈羽原子力発電所で，また同年１２月には福島第一原子力発電所復水器海水出入口温度測定データの改ざんを継続的にしてきたことが発覚した（甲Ａ第

１２０号証，同第１２１号証)。この改ざんは何が問題なのか。

海水温度データは，原子炉の安全管理に直接繋がるような重大な問題ではないとなど，侮ってはならない。

原子力発電所では，核燃料物質を燃焼させて，発生した熱エネルギーを利用して蒸気タービンを回して発電する。この時，発電のサイクルとして蒸気タービンを回すために使われた蒸気を，復水器と呼ばれる装置で冷却して水に戻している（復水)。こうして，原子炉の連続的・安定的な冷却が可能になり，はじめて原子炉は安全に制御される。

この時，蒸気と熱交換するのは海水であり，海水を取水して，熱交換すると当然海水温は上昇するのである。そして，海水の温度上昇の程度は，発電プラントの運転状態を示す数値の１つであり，数値に誤りがあれば，原発の運転状況を把握するための指標が１つ失われることになる。したがって，絶対に看過できない問題であった。

また，海水温が大きく上昇したままであれば，温かい海水を施設外に放水することにより生態系の変化が生じる可能性があり，周辺海域の漁業に悪影響を及ぼす危険性を有している。そのため，電力会社は原発が設置されている自治体との間で安全協定を結び，排水の温度が大きく上昇することがないように取り決めている。

安全協定にかかわるような事項で，データの改ざんが行われるならば，もはや協定は機能しない。周辺自治体との信頼関係を決定的に損なうものである。このような，重要なデータの改ざんの理由につき被告は，原発稼働時に海水温が上昇した際に，改善のための工事に手間や費用がかかることから，データ改ざんで乗り切ったと報告している。当然許されるような理由ではなく，住民との信頼関係を根本から破壊するような重大な非違行為であった。

（２）　法定検査でも，データを改ざん

さらに深刻なのは，翌２００７（平成１９）年には1月３１日に第一・第二原発１０基のうち９基で法定検査のデータの改ざんが判明したことである。法定検査のデータ改ざんは，検査の意味を蔑ろにするものであり，断じて許されない悪質な行為である。改ざんは昭和５０年代前半から平成１４年３月にかけて行われており，その総回数は１８８回にも渡っていたということである（甲Ａ第１２２号証)。

加えて，２００７（平成１９）年3月３０日に，当時の電力会社１２社が，総点検を報告したところ，実に３００項目，数千件にわたる事故隠し・データ改ざん等の大小さまざまな不正が報告されるに至った（甲 Ａ 第１２３号証の１)。

この報告がされた後も，２００７年3月３１日の各種新聞報道で，①第一原発の３号機で，稼働開始から２年もたたない１９７８（昭和５３）年１１月に，制御棒が抜け，重大事故を発生しかねない臨界事故を発生させたトラブルを隠していたこと，②第一原発２号機が１９８４（昭和５９）年１０月２１日のトラブルで自動停止になっていたことも隠ぺいしていたこと，③第一原発の４号機で１９９４年に制御棒が抜けるトラブル発生を隠したことなどが判明し福島県で再度の衝撃が走った（甲 Ａ 第１２３号証の１～３)。

6　このような被告の体質の問題点ついて

（1）　被告の非違行為

これまで指摘してきた被告の事故隠しやデータ改ざんを振り返ってもる。まず事故隠しは，①再循環ポンプや炉心シュラウドという，原発の安全制御に極めて重要な部分におけるものだった。また，炉心シュラウドの事故は，技術基準適合義務を遵守していない可能性があるという

重大なものだった。

２００２年のデータ改ざんは，経営陣の大量退陣につながった。それにもかかわらず，わずか４年後に，②被告は安全協定を蔑ろにする改ざん（海水温データ）を行い，また③法定検査で改ざんを繰り返した。後者においては４半世紀におよび，総数は１８８回にも上るというものである。検査データを改ざんしたり隠ぺいしたりすることが常態化すれば，必要な修理を行えず壊れてしまい，大事故につながりかねないことは明らかであり決して許されない。

（２）　非違行為の背景にあるのは，利益優先主義

そして，そのような隠ぺい等が行われてしまう最大の原因の一つは，原子力発電を止めたくない，「原発利用率の向上」等という利益優先主義であることは自明である。第２の１（１）で述べた破損事故などは，１週間後に迫った定期検査までは，「ごまかしながら運転を継続使用」というもので，安全のための１週間の停止前倒しができないという，露骨な利益優先主義，安全軽視主義である。

通常，民営企業は，利益優先を旨とする。もっとも，原子力発電につき，この利益優先主義が前面に出てしまうことは，原子力発電を止めたり，予算がかさむような安全対策が求められるような知見・研究の存在を柔軟に受け入れようとする姿勢・体制の欠如をもたらしたりすることにつながる。

他方，原子力発電の持つ壊滅的危険性からすれば，利益優先主義は自省され，安全性がまずもって優先されるべきであり，万が一にでも事故を起こしてはならない数々の対策を行わなければいけないはずである。

その安全優先主義が原子力事業に求められることは，原子力事業等に関する以下のような種々の規制に，はっきりと表れている。

すなわち「原発の設置に関して，原子力安全委員会が１９６４（昭和

３９年）５月２７日にいわゆる「立地審査指針」において「万が一にも事故を起こさない」という方針が定められた。そして，この方針に基づいて原発が設置されたこと，原子力基本法２条で「安全確保を旨」とし，「災害の防止」を目的とする炉規法や「人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えない」ために事業者が順守する技術基準を定める電事法３９条等が存在する。

これらの法令等の趣旨からすれば，原子力事業に関わる事業者は当然，「常に安全の側の立場に立って」万が一にでも事故を起こさないための万全の対策をしなければなかった。

そして，「常に安全の側の立場に立って」，安全優先主義でいるのであれば，被告は原発施設内で事故が起きた場合にも，それをいち早く公表し，原因を検証し，対策をしっかりとするという透明性・説明責任の確保と，速やかな事故防止対策をしなければならなかった。事故の隠ぺいなどはあってはならない事柄なのである。そこに手を抜くのであれば，安全優先主義足りえないからである。

しかし，被告は原子力事業に関する安全優先主義の理念に反して，あってはならない情報の隠ぺい・データの改ざん等を行うような利益優先型の企業体質が作り出され，改善されないまま今日まで来てしまった。

そして，被告自身は，そのような利益優先主義の体質を改善しなかったがために今回の未曽有の「公害」を起こしてしまったのである。

## 第３　原子力発電の安全に関する提言・申入れを行った市民団体に対する対応にみる被告の悪質性

### １　市民運動の起こり

（１）　福島原子力発電所の危険性について，福島県民が何も言ってこなかったかというとそんなことは全くなかった。実際は，再三，原発立地地域であ

る浜通り地域の住民が主で構成される市民団体が作られた。

そして，その市民団体が行った説明要求・申入れに関して，被告は一貫してのらりくらりとかわしてきちんと答えようとしないばかりか，時には無視するなど，極めて不誠実な態度を続けてきた。

その様な態度は利益優先・安全軽視の姿勢・体質からくるものであるといえ，その姿勢・体質が本件原発事故を引き起こしたと言っても過言ではない。

仮に本当に，被告が当時から安全性を万全にするという姿勢でいたなら，県民・市民団体の声に真摯に耳を傾け，誠実に対応していかなければならないはずである。

しかし，被告は，住民らの声に真摯に耳を傾けようとはしなかった。以下では，そのような被告の原子力事業者としてはあってはならない，利益優先・安全軽視の姿勢・体質の存在を改めて明らかにする。

（２）　福島原子力発電所が設置されている，福島県のいわゆる浜通り地域には，本件事故以前から，本件事故のような原発の過酷事故を回避するため，何度となく被告に対して地震・津波対策を採るよう警告し，申入れを行ってきた市民団体がいくつか存在する。

その一つが，１９７３（昭和４８）年に結成された「原発の安全性を求める福島県連絡会」（結成時は「原発，火発反対福島県連絡会」，その後「原発反対福島連絡会」，さらに，東日本大震災後に「原発問題福島県民連絡会」と改称，以下，時期を問わず「原発県連」という。）であり，１９８７（昭和６２）年から１陣原告早川篤雄（御庁平成２４年（ワ）第２１３号事件，原告番号１－１，以下「早川」という。）が代表を務め，１９９１（平成３）年からは，いわき市民訴訟の原告団長でもある伊東達也（御庁平成２５年（ワ）第４６号事件，原告番号１１７，以下「伊東」という。）が副代表に就任している。

また，１９８７（昭和６２）年１２月には，原発県連も参加して原発問題住民運動全国連絡センター（以下「原住連」という。）が結成された。早川は，発足以来その代表幹事を努めており，２００５（平成１７）年からは，伊東が筆頭代表委員を務めるに至った。

これら二つの市民団体を中心として，本件事故以前から，被告に対して地震・津波に対する原発の安全性を確保するよう要求し，申し入れを行い定期的な交渉を行っていた。特に原発県連は，下記に詳しく述べるとおり，被告との交渉及び交渉によって得られた資料に基づき，津波により原発が過酷事故に見舞われる可能性をきわめて具体的に指摘し，抜本的な対策を求めてきたのである。

2　被告が津波による冷却機能喪失の可能性を認識していたこと

（1）　被告は，原発県連との交渉において，福島第一原発及び第二原発の津波水位を予測し，これと海水ポンプの発動機据付レベルないし渦流吸込レベルとの関係を示した文書を作成し，交付した（甲Ａ第１３２号証）。

「最新の評価手法による津波水位について」と題するこの書面を元にした交渉の結果，被告は，引き潮により海水ポンプが吸入不能となる事態，及び，高潮により海水ポンプが水没する事態を想定していることを明らかにした。しかも，被告の示した数値によれば，土木学会の「津波評価技術」に基づき想定される津波（以下「東電想定津波」という。）の水位をわずかでも上回れば，直ちに海水ポンプの水没など冷却機能が喪失する事態に至る。

被告は，津波によって冷却機能が喪失し，過酷事故に至る可能性を，具体的に認識していたものといえる。

（2）　以下では，福島県浜通り地域の市民が，被告に対して福島原発の地震・津波による危険性を具体的に指摘し，警告を繰り返してきた事実を明らか

にし，同時に，市民団体との交渉過程において，被告が東電想定津波の津波をわずかでも上回る規模の津波によって冷却機能が喪失し，過酷事故に至る可能性を具体的に認識していたこと，その上で，再三にわたる具体的な警告にもかかわらず聞く耳を持たなかった姿勢を明らかにすることで，その悪質性を主張する。

3　被告及び被告国の福島県への原発立地に向けた動き

（1）　原発設置計画の登場

１９７１（昭和４６）年３月２６日，東京電力福島第一原発１号機の営業運転が開始された。

被告は，１９６０（昭和３５）年６月，福島県大熊・双葉両町に原発建設地を確保する方針を決定した。そして，１９６４（昭和３９）年１１月３０日，福島第一原発（大熊町，双葉町）の建設計画を発表し，１９６７（昭和４２）年４月，１号機の建設に着手した。被告は，この時すでに，楢葉町・富岡町での福島第二原発の建設を計画し，東北電力も浪江町・小高町に原発の建設を計画していた。

（2）　原発設置計画の内容

そして，第二原発と東北電力浪江・小高原発，計３地点を合わせた「双葉原子力地帯開発計画」作りが始められ，１９６８（昭和４２）年３月２９日，「財団法人国土計画協会」が『双葉原子力地区の開発ビジョン』（甲A 第１２４号証。以下「ビジョン」と呼称する。）として発表した。その「まえがき」には，「福島県企画開発部の依頼により，原子力地区としての双葉地区の将来の開発ビジョンを研究したものである」とある。その調査委員会のメンバーとしては，松田達夫早稲田大学教授を委員長に，審議委員４名，調査委員６名で構成されていた。審議委員の４名の中には，東京電力・東北電力から１名ずつ入っている。調査委員には，建設省から３

名，通産省から１名，日本原子力研究所から１名入っている。

『ビジョン』には，「まえがき」で，「双葉地区は・・・廉価な土地資源に恵まれ～この恵まれた土地資源に目を付けたのが将来のわが国のエネルギーの源泉を原子力に求めようとしている電力業界である」と記載されており，「原子力地区としての立地条件」では，たとえば「一般的にいって，現状における原子力発電所の立地条件というのを整理してみれば，周辺地域大都市がなく人口密度の低い地域であること」（下線は引用者）などと述べられている。また，「地区適正作業の開発計画」では，「一般に発電事業の関連産業というものは - 原子力発電に限らず - 極めて考えにくいものである」とか「将来何か関連産業として，この地域の特殊事情を併せ考えて，燃料再処理工場とのその関連工場をあげることができよう」とか「この双葉地区を原子力地区としての立地条件の面からみれば，人口密度が低いこと・・・などから，わが国においても原子力発電所の立地条件に恵まれた地域に属している」（下線は引用者）などと，原発の立地条件と立地後に予測される問題まで，随所に端的に述べられていた。

しかし，この『ビジョン』が双葉郡の各町村住民や県民に公表され，説明されることはなかった。それどころか，第一原発，第二原発，東北電力の浪江・小高原発，広野火力発電のときも地権者にさえ秘密にされ，各町議会でそれぞれ誘致が決議された。

（３）　楢葉町での協議会の存在

このような『ビジョン』作りがされている一方で，第二原発建築予定地とされた楢葉町では，１９６７（昭和４２）年１１月２２日，「先行投資について」という議題（甲 A 第１２５号証，同第１２６号証）で，議会全員協議会を開催していた。

その全員協議会要旨で，先行投資について，町長は，「県から呼ばれた秘密的な会同で，工場誘致するには先行投資が必要で，具体的には（原発

の）土地買収ということである。（同年の）１２月の県議会に知事が発表して了解を求めるため地元の盛り上がりが必要だ」と説明し，議長は，『地域開発には地元の熱意がなければだめだ。仮に工場を誘致する場合にしても町長がハッキリ出来ないところもあると思うので何の工場を持ってくるかは一応伏せておいた方がよいと思う』と述べ，休議後，議長が「休議中のお話の結果・・・（に）御異議ないか。異議なしの声多数。」と述べている（括弧内は引用者）。

そして，１９６８（昭和４３）年1月４日，福島第二原発の誘致の公式発表がされた。この公式発表に先立ち，福島民報は1月１日の一面の大半を使って，「知事と両電力社長・新春座談会」と銘打って，木村守江知事，木川田一隆被告社長（当時），平井寛一郎東北電力社長の新春座談会をスクープ的に報道した。この座談会で木川田社長は，「絶対安全ですよ。万一の事故がないようにする。」「関連産業はザコでなく大きなものを選択しなければだめですよ。」と語っている。「ザコでなく大きなもの」とは『ビジョン』の報告にある再処理工場のことである。

（４）　住民への説明の不存在と計画の強行

福島県双葉郡の住民も県民も，相双地区にこのような原子力基地計画が進められていることなどは誰も知らず，３日後の1月４日，知事は福島第二原発の誘致を発表した。しかし，この知事の発表でも，新春座談会でも，『ビジョン』のこと，誘致のいきさつのことは何ひとつ触れられなかった。

そして，被告は，１月２２日，福島第二原発地点開発計画を発表し，１９６９（昭和４４）年4月２５日福島第二原発設置を発表した。富岡町の地権者は買収に強固に反対していたが，１９７０（昭和４５）年8月２５日，知事が現地に乗り込んで切り崩し，翌１９７１（昭和４６）年3月１９日，知事の特別配慮金だとする１億円を上積みして決着させられた。

このように，被告は，国と共同して，急進的に原発誘致を強行した。

## 4　第二原発の設置に反対する市民運動の立ち上がり

### （1）　２つの市民団体の立ち上げのきっかけ

１９７１（昭和４６）年３月２６日，第一原発１号機が営業運転を開始した，その日の夜，広野町議会が被告の火力発電所の誘致を決議したことが翌２７日の新聞で報道された。

この火力発電の誘致決議も，そのような動きのあることは地権者にも住民にも全く知らされていなかった。火力発電所誘致の決定に対しては，その発表とほぼ同時に地権者と町民の反対運動が起こった。当時，津地裁四日市支部で三菱化成など６社の共同不法行為が認定されるなど，四日市ぜんそくの患者らの被害が大きく報道されていたからである。また，小名浜臨海工業地帯でも亜硫酸ガス公害が大問題になっていた。

これらの事情から，広野町火力発電所による公害は隣町である楢葉町の住民にとっても大きな問題であった。

そこで，１９７２（昭和４７）年２月１１日，１３０名の町民で「公害から楢葉町を守る町民の会」（略称「町民の会」）が結成された。そして，４月２３日に，町民の会は火発と原発の公害を知る講演会を開催した（甲A 第１２７号証）。当時，亜硫酸ガス公害問題で全国的に有名だった通産省工業技術院東京工業試験所の主任研究員の天谷和夫を火力発電所の亜硫酸ガス公害についての講師，原子力研究所の労働組合の福田雅明を環境放射線の講師として，講演を行なった。

### （2）　公聴会の実施

学習会を重ねるごとに，町民の会は，火力発電よりも，むしろ原子力発電のほうが将来的には大問題だということ気がつき始め，原発反対運動を重大な問題と捉え始めた。

当時，日本科学者会議の福島支部の事務局が福島大学にあり，福島大学

の教授が中心になって，原発問題に取り組んでいた。福島大学の科学者会議の教授陣は，福島県の原発は，福島県だけの問題ではなく，東北全体の問題になっていくという位置づけで，翌年１９７３（昭和４８）年の２月３日，いわき市小名浜で地域開発と公害というシンポジウムを行った。

また，原子力研究所の副主任研究員だった中島篤之助や，東京大学の安斎育郎などが，住民の会に対して学習会などを開催した。そのような経緯を経て，町民の会にも原発の危険性がはっきりと認識された。そのため，町民の会は，福島第二原発について公聴会の開催を求めることとした。公聴会の開催を要求するためには，町民の署名を集める必要があったため，町民の会は署名収集に取り組んだ。町民の会は，公聴会の開催だけでなくて，原発建設の中止の要求も盛り込んで署名を集め，当時５５００人前後の楢葉の有権者のうち，２２００人分の署名の収集を達成した。

４月３日，町民の会は署名を提出した。その１か月後の５月３日に原子力委員会が公聴会を開催するという要項を発表した。

公聴会の開催は，１９７３（昭和４８）年の９月１８日，１９日の２日間であった。その公聴会での陳述希望者は１４０４人，傍聴者希望者は１万６１５８人であったが，陳情に当選したのが４２人，傍聴に当選したのが４２０人であった。

公聴会の開催を求めた町民の会の陳述希望者は６０人であったが，結局陳情に当選したのは，１５人であった。残りの２７人は，いずれも設置賛成派であった。町民の会は，６０人の陳述希望者のうち，１５人しか認められなかったため，現立命館大学名誉教授安斎育郎が中心となり，６０人全体の意見を「６０人の証言」（甲Ａ第１３３号証）としてまとめ提出した。

公聴会の開催後，原子力安全委員会は，「第二原子力発電所公聴会に関する検討結果説明書」を発表した（甲Ａ第１２８号証）。ところが，その

内容は，住民の会の反対意見を全く考慮しないものであった。

（３）　住民団体の結成

１９７３（昭和４８）年９月９日，公聴会の開催をきっかけとして，「安全性の確認が得られず，住民の意思をも無視し，地域開発にも結びつかない，原発・火発に反対する」ということを「申し合わせ」として，「原発，火発反対福島県連絡会」が結成された。

「原発，火発反対福島県連絡会」の事務局は，福島市と，原発立地の現地である相双地域におかれた。

その後，広野町火力発電所は，深刻な公害問題には発展しなかったため，火力発電所についての反対運動よりも原発に対する反対運動に力を入れることになり，１９８９（平成元）年７月２５日に，「原発反対福島連絡会」（略称は「原発県連」）と改称した。

原発県連は，機関誌を発行しており，後に提起する福島第二発電所の設置許可取消訴訟の裁判の進行や，事故が起こった時にその事故の内容や原因の解説などを掲載して，会員に配布している（甲Ａ第１３６号証）。

（４）　福島第二原発設置許可処分取消訴訟（甲Ａ第１３４号証）

１９７４（昭和４９）年４月３０日，当時の首相であった田中角栄は，福島第二原発の設置許可処分を下した。これに対して原発県連のメンバーであった４１１人が，この設置許可処分に対して，審査請求を行った。

翌１９７５（昭和５０）年，原発県連は，福島第二原発設置許可取消訴訟を提起することを決定した。同年１月７日，原告４０４人で提訴したのが，福島第二原発設置許可取消訴訟（福島地方裁判所昭和５０年（行ウ）第１号）である。この訴訟は，第二原発の取消を求めることで，第一原発の危険性をも訴えるということを意図していた。この訴訟で国側が主張したのは，「原告らの主張は，危惧懸念の範疇に属する」というものであった。

１９８４（昭和５９）年7月２８日，福島地裁は，請求棄却の判決を下した。その間の１９７９（昭和５４）年3月２８日にスリーマイル原発事故が発生した。原発県連は，直ちに控訴し，１９９０（平成２）年3月２０日，仙台高裁は，控訴棄却の判決を下した。その間の１９８６（昭和６１）年4月２６日に，チェルノブイル事故が起こっている。そして，１９９２（平成４）年１０月２９日，最高裁が上告棄却の決定を下している。これらの判決は，上記スリーマイル事故，チェルノブイリ事故で明らかになった原発の危険性や教訓を，一切考慮しなかった。

5　チェルノブイリ原発事故と全国連絡センターの設立

１９８６年のチェルノブイリの原発事故をきっかけに，全国の原発反対の住民運動が結集されることになり，１９８７（昭和６２）年１２月１３日，福島県の団体と，四国の伊方原発の団体を中心として，原住連が結成された。

これは，全国各地の組織がまとまって連帯して情報を共有し，様々に学習・交流することで，電力会社や政府と交渉することを目的にした全国の原発組織の全国連絡センターであり，原発県連も参加した。

原住連が作成し，配布している機関誌が「げんぱつ」（甲Ａ第１３７号証，同第１３８号証）である。これにも，原住連や原発県連が行った交渉の内容や，申し入れ書を掲載したり，原発の安全性の問題などについての情報を発信したりしている。

6　市民団体による被告との直接交渉

（1）　被告と住民の直接交渉の始まり

１９７３（昭和４８）年6月２５日，福島第一原発１号機において，放射性廃液くみ上げ中に，原子炉建屋外に放射性廃液が漏れるという事故が発生した。当時の所長である榎本譲は，事故発生日の夜中に，証拠隠滅の

ために，汚染された原子炉建屋外の土をはぎ取って，その後，福島県に通報するという許されざる行為を行った。

翌６月２６日，県は立ち入り調査を行うなどして，榎本氏の行った隠ぺい工作が明るみになり新聞等で報道された。

原発県連は，新聞報道で事故の内容を知り，抗議に行き，事情の説明を求めた。それに対して，榎本氏は，「魔が差しました」と答えた。被告の隠ぺい体質を端的に表している出来事であるといえる。

その後，これをきっかけとして，被告と市民団体の間の直接交渉が始まった。

第一原発及び第二原発では，運転開始後，数多くの事故が発生し，その事故を隠し，またデータを捏造するなどの繰り返しで，それらはますます悪質化し，常態化していた。

１９８９（平成元）年１月１日，前述したように第二原発３号機の原子炉再循環ポンプが破損するという，破損事故が発生した。

原発県連は，この事故を，同年２月１２日の新聞の折込広告（甲 A 第１３９号証）で知り，国会議員団と共に，２月２３日に資料の開示を求めて，再循環ポンプの振動数のグラフ（甲 A 第１２９号証）を入手するに至った。それによって，破損が１月１日に生じていたことが判明したのである。

こうした事故が発覚するたびに，原発県連は，被告に対して抗議に赴き，事故の原因の説明要求と，抜本定な対策の要求を行った。

また，１９９５（平成７）年の阪神・淡路大震災後は，地震を主要なテーマにした交渉も持つようになった。

原発県連は，２００２（平成１４）年６月２５日，福島県に対し，欠陥のある原発を廃止し，震災を想定した対策の要望を申し入れた（甲 A 第１４６号証)。さらに，同様の申入れを８月２９日にも行った（甲 A 第１

４７号証)。

そして，まさにその当日，検査データ改ざん・隠ぺい事件が発覚した。被告が，原発県連の申入れを受け付けた際には，この重大事件についておくびにも出さなかった。

原発県連は，原子力安全・保安院に対し，９月４日付で直ちに申し入れを行い，この事態についての反省を求めるとともに対応について回答を求め，第三者機関による徹底的かつ総合的な解明を要求するなどした（甲Ａ第１３０号証)。

しかし，被告は，謝罪や反省の弁を述べるものの，原発県連が求めていた第三者機関による解明はすべて拒否した。

（２）　チリ津波級の原発への影響

２００２（平成１４）年の９月７日と８日，原住連の女川集会が行われた。原発県連は，女川原発が設置に際してチリ津波を考慮しているということを知った。

そこで，その後に行われた東北電力関係者を交えた２・３号機公開ヒアリングにおいて，住民が，津波対策が万全であるかどうかについて，東北電力の関係者に問い質した。

すなわち，チリ津波級の津波が生じた場合，引き潮時には冷却水を取水することが出来ず，冷却系が機能しなくなるのではないかということを追及したのである。それに対して，東北電力の職員が取水できなくなる可能性を認めた。そこで，原発県連は，福島第一原発でも同様の現象が生じるのではないかと考えるに至った。

これ以後，原発県連では津波に対する安全性に焦点を当てた交渉を行う契機となる。

## 7　「津波評価技術」を元にした交渉で明らかになった事実

### （1）　「津波評価技術」に関する１年にわたる交渉

原発県連は，財団法人土木学会の「原子力発電所の津波評価技術」（以下「津波評価技術」という。）に基づく試算結果（Ｏ．Ｐ＋５．７ｍ）（以下「東電想定津波」という）等を元にした被告との交渉を踏まえて，福島原発がチリ津波級の津波にすら耐えられないことを確信するに至る。

なお，被告と原発県連との間の交渉の中では「津波評価技術」に基づく東電想定津波の事を，「チリ津波級の津波」と呼んでいた。

「津波評価技術」は，２００２（平成１４）年２月に発行された。「（土木学会原子力土木委員会）津波評価部会の１年半にわたる活動の成果をとりまとめたもの」で，「これまで培ってきた津波の波源や数値計算に関する知見を集大成して，原子力発電所の設計津波水位の標準的な設定方法を提案したもの」とされる。「本成果が，原子力発電所の耐津波設計はもとより，国，電力，社会の各方面で活用され，安全性向上と安心感の醸成に貢献できることを念ずる」とされている（甲 A 第３号証の１「津波評価技術」１頁）。

もっとも，社会的な活用を念ずる土木学会の期待に反して，「津波評価技術」が一般に広く公開されることはなかった。原発県連ないし原住連が，その存在を知るのは，発行された翌年の２００３（平成１５）年のことである。

前記のとおり，原発県連による被告との交渉は，２００２（平成１４）年にも定期的に行われていたが，そのなかで被告が，新しくできた「津波評価技術」に言及することは一切なかった。

その後，「津波評価技術」を入手した原発県連，原住連のメンバーは，自主的な研究を踏まえ，これに基づく被告との交渉を開始することとした。原発県連は，２００４（平成１６）年から，どのような津波が想定される

のか，もし想定より高い津波が来たらどうするのか，引き潮があればどうするのかといったことを中心に，約１年にわたって被告との交渉を行った。

被告は，原発県連との交渉において決して書類を示して説明することがない。原発県連が何度資料を求めても，決して書類を出すことはせず，事前に申し入れた書面に記した事項に限って口頭で答えるだけで，書面に記していないことに対しては，たとえ密接に関連する事柄であっても説明しないという態度であった。

交渉内容には専門的な事項も含まれるため，原発県連は，被告の回答を得てそれを理解し，何が明らかになって，何が隠されているのかを検討するために時間を要し，ようやく疑問点が明らかになり次の交渉で質問を投げかける，というやりとりを余儀なくされた。

さらに，当時交渉の場に出席していたのは，被告広報課の職員である。原発県連側が技術的なことを尋ねると，「技術陣がこう言っている」と説明するのみで，技術陣の出席を求めてもついに出席することはなかった。

こうした不誠実な対応により，原発県連の疑問点を一つひとつ明らかにするためには，約１年という大変な時間を要した。

（２）　初めての書面による回答と津波による浸水の可能性

原発県連の粘り強い交渉の結果，驚くべきことが明らかになった。それは，チリ津波級の津波によって福島原発の海水ポンプが吸い込みできなくなったり，水没したりするポンプが数多くあるという事実である。

２００５（平成１７）年２月２日，原発県連は，福島原発がチリ津波級の津波が到来したときに，機器冷却用海水設備が機能しなくなり，事故が生じるおそれがあるのではないかと考え，被告に対して口頭で，この点に関する交渉の申し入れを行った。申し入れの趣旨は，「機器冷却系海水設備がチリ津波級の引き潮時に機能しないことを承知しておきながら，運転を強行していることは断じて許されない」，「女川原発が海水の取水確保工

事をしたように，対策を早急に確立するべきである」というものであった。原発県連は，被告にこれらを一覧にして示すよう求めた。

２００５（平成１７）年２月１６日，原発県連のもとに，被告から１枚のファクスが送信された（甲 A 第１３２号証)。「最新の評価手法による津波水位について」と題するこの書面は，被告が原発県連との交渉で初めて示した書面である。

これによれば，たとえば第一原発１号機で言えば，水位下降側で非常用ポンプ渦流吸込レベルは最高でＯ．Ｐ．－２．３ｍとあり，「評価値」であるＯ．Ｐ．－３．５ｍよりも高くなっている。その「備考」欄には，「水位下降の際にはポンプの損傷を防ぐため，ポンプの停止操作を行う。」とあり，ポンプを停止した後，冷却材である海水の取水をどのように行うのかについては明らかでない。しかし，少なくとも海水の取水ができなくなる事態を前提としていることはうかがえる。

一方，水位上昇側で見ると，第一原発１号機の電動機の据付レベルはＯ．Ｐ．＋５．６ｍとされ，「評価値」のＯ．Ｐ．＋５．４ｍと比べるとわずか２０ｃｍの余裕しかない。５号機や６号機は，それぞれ据付レベルと評価値が同じ値である。さらに，第二原発の１～４号機は，いずれも据付レベルがＯ．Ｐ．＋４．２ｍであるが，「評価値」は，１，２号機でＯ．Ｐ．＋５．１ｍ，３，４号機でＯ．Ｐ．＋５．２ｍと，いずれも評価値が据付レベルを上回っている。

この点について「備考」欄には，「水位上昇の際にも，ポンプは水密性を有する建屋内に設置されているため，安全性に問題はない。」と記されているが，水位の高さだけを見れば，津波の影響で水没するポンプがあるということについて，初めて書面で確認することができた。

（３）　被告は海水ポンプが使用不能になることを想定していた

被告が示した上記の表に基づくその後の交渉において，原発県連はさら

に疑問点を解消するために様々な指摘を行った。同年３月１５日には，新たに各プラントのポンプ名称，その台数，設置目的，ポンプ呑み込みレベル，取水量を一覧にした表も示された（甲Ａ第１４９号証)。

原発県連は，この間の交渉を踏まえて，福島第一原発及び第二原発の津波に対する安全性に関して判明した事実を，一覧表にまとめ，被告に確認させることとした（甲Ａ第１５０号証)。

この表から明らかなとおり，引き潮時には，第一原発の「原子炉補機冷却用」「非常用ディーゼル発電機（冷却用のこと)」「格納容器冷却用」の各海水ポンプは，ほとんどが使用不可能となることが判明した。

被告の説明によっても，生き残るのは格納容器冷却用のわずか２台に過ぎない。また，高潮時に水没する可能性がある海水ポンプがあることも明らかになった。

被告によれば，第一原発６号機の１４台のポンプは，２０ｃｍ水没するとされ，そのため２００２（平成１４）年にかさ上げしたという。さらに，第二原発についてはすべての海水ポンプが１ｍも水没するとしているが，建屋が水密性を有しているから大丈夫であると説明した。

しかし，水密性がどの程度のものであるかの説明は原発県連にはなく，後に原発県連が建屋の見学を求めた際にも，「テロ対策」という名目で見学を認めなかった。

なお，第二原発では海水ポンプの建屋を水密化したとしながら，福島第一原発では水密化をしたという説明はなく，その予定があるという話もなかった。

（４）　判明した事実に基づく申し入れと被告の対応

こうした経過を踏まえて，原発県連は，同年５月１０日，被告勝俣社長（当時）宛の「チリ津波級の引き潮，高潮時に耐えられない東電福島原発の抜本的対策を求める申入書」を提出した（甲Ａ第１５１号証)。この申

入書は，「げんぱつ」にも掲載されている（甲Ａ第１５２号証）。

なお，繰り返しになるが，被告と原発県連との間の交渉の中では「津波評価技術」に基づく東電想定津波の事を，「チリ津波級の津波」と呼んでいた。

その後の交渉で被告は，原発県連の要求に対して文書による回答を拒否し，口頭で次のように回答した。すなわち，「引き潮（水位下降）の際にはポンプの損傷を防ぐため，ポンプの停止操作を行う。なお，原子炉圧力抑制室などに貯水しているので，津波で海水が取水できなくとも大丈夫であり，また，水没する可能性のある第一原発６号機についてはすでに２０センチメートルのかさ上げ工事で対処済み，第二原発は全てのポンプが水密性を有する建屋内に設置されていることから安全性に問題はない。」というものである。

原発県連は，「そのような小手先の対策では承伏できない，チリ津波級の津波より少しでも大きな津波に襲われたら対応できないのは明らかだ，根本的対策をとる必要がある」等として，抜本的な対策をとるよう交渉でくり返し求めた。

しかし，被告は，「すでに対策をとっており，心配にはおよびません」と，聞く耳を持たなかった。

２００７（平成１９）年７月，新潟県中越沖地震によって被告の柏崎刈羽原発が被災した。地震による原発の被災は世界で初めてのことであった。

ことの重大性を感じ取り，同月に原発県連をはじめとした市民団体３団体で申し入れを行い（甲Ａ第１５３号証），同年７月２４日，勝俣恒久社長宛に申入書を提出した。

この申入書の中でも，原発県連は，東電想定津波が発生したときに，福島原発は高潮，引き潮に対応できないことが明白であると重ねて主張し，抜本対策をとるよう要求した。

さらに１２月には，被告の東京本社まで出かけ，勝俣恒久社長（当時）宛に申し入れ書（甲 A 第１５４号証）を提出した。申し入れの内容は，中越沖地震によって，これまでの断層判断の問題点が浮き彫りになったので，福島原発周辺の，陸域調査や海域調査をもう一度徹底して行なうこと，さらに，再三にわたり，最大波高Ｏ．Ｐ＋５．６ｍの東電想定津波が福島第一原発に到来したときには，引き潮，高潮時に機器冷却用海水の取水機能が機能しなくなることは明らかなので，抜本対策をとることであった。

原発県連は，申し入れ書の第４項で，次のように指摘した。すなわち，「津波に対する対策についてもかねてから問題提起してきましたが，社団法人土木学会が２００２年２月にまとめた『原子力発電所の津波技術評価』に照らし合わせても，福島原発の場合，現状のままでは，チリ津波級によって発生が想定される引き潮，高潮に対応できないことが明白です。・・・ところが，福島原発はこれらの欠陥を放置したまま，建設・運転されているばかりか，私たちの何度にもわたる抜本的対策の求めにも関わらず，いまだ放置されたままになっています。」とするものである。

しかし，ここでも被告は，抜本対策をとる必要はないと申し入れを拒否し続け，聞く耳を持たなかった。そればかりか，前記のとおり原発県連が第一原発の海側にある海水取水ポンプと福島第二原発の水密性のあるポンプ建屋の視察を申し入れると，「テロ対策」を理由に，「絶対にできない」と述べ，どんなに要求しても拒否し続けたのである。

## ８　最新の知見に基づく説明を行わなかったこと

「津波評価技術」に基づく原発県連による交渉が行われていた間，津波に関しては，「津波評価技術」のみならず，文部科学省地震調査研究推進本部による「長期評価」（２００２〔平成１４〕年７月）が出されたり，溢水勉強会（２００６〔平成１８〕年）が行われたりしている。

しかし，被告が原発県連との交渉において，これらの研究成果によって得られた知見があることを知らせることはなく，原発県連が地震や津波に対する安全性の確保を度々要求しても，そうした調査や研究が行われていることすら説明することはなかった。

9　津波による冷却機能喪失の可能性についての被告の認識

（1）　原発県連が指摘した福島第一原発の欠陥

上記のとおり，被告は，少なくとも２００５（平成１７）年の時点において，チリ津波級の津波をわずかでも上回る規模の津波が福島第一原発を襲った場合，引き潮時には各海水ポンプのほとんどが使用不可能となること，高潮時には水没する可能性がある海水ポンプがあることを認識していた。

各海水ポンプは，その用途に応じて「原子炉補機冷却用」から「非常用ディーゼル発電機（冷却用のこと)」,「格納容器冷却用」まで複数ある。

このうち非常用ディーゼル発電機冷却用についていえば，これが機能を喪失することにより非常用ディーゼル発電機が機能を失い，過酷事故の際に直ちに深刻な事態に進展する危険をはらんでいる。

本件事故においても，空冷式の非常用ディーゼル発電機が設置されていた福島第一原発６号機については機能喪失を免れたが，加水冷却式の非常用ディーゼル発電機はすべて機能を失った（甲Ｂ第７号証　大前研一「原発再稼働　最後の条件」，８６頁)。

なお，第一原発２号機及び４号機は，海水冷却式と空冷式が各１台設置されていたが，いずれも機能を喪失している。)。また，被告が原発県連との交渉で説明してきたとおり，第二原発の海水ポンプは，いずれも水密性のある海水熱交換器建屋内に設置されていた。Ｏ．Ｐ．＋４ｍ版上にむき出しに海水ポンプを設置していた第一原発各号機とは格段の違いがある

（甲Ｂ７号証３０～３１，４８～４９頁）。

（２）　被告の対応の不十分性と不誠実性

ところが，原発県連からの指摘を受けた被告の対応は，極めて不十分なものである。被告は，引き潮時に取水不能となるポンプがあることを認めながら，ポンプの損傷を防ぐためにポンプを停止し，原子炉圧力抑制室内の貯水を利用して時間を稼ぐというのであるが，これは短時間の電源喪失しか想定しないものである。

海水ポンプの運転が可能な状況に回復しなければ，数時間のうちに（被告の試算では，２時間の取水困難を前提として，貯水により８時間冷却機能を確保するというものにすぎない。甲Ａ第１５０号証），冷却材を喪失し，冷却機能を喪失する。また，水没する可能性のある第一原発６号機についてはすでに２０センチメートルのかさ上げ工事で対処済みというが，これは想定される津波高さをわずかでも超える津波が襲来した場合には危険が生じることを前提としている。

第二原発で水密化した建屋内に海水ポンプを設置することとしたのであれば，なぜ第一原発では同様の措置を講じないのかについて，被告は沈黙している。

10　小括

以上を踏まえると，被告は，原発県連の指摘も踏まえて，東電想定津波の津波をわずかでも上回る規模の津波が福島第一原発の敷地を襲った場合には，海水ポンプが機能を喪失し，冷却機能が失われて過酷事故に至る可能性があることを十分に認識していたというべきである。

被告が原発県連等による再三にわたる具体的な警告にもかかわらず聞く耳を持たなかった姿勢，及び被告が当時，想定津波としていた，Ｏ．Ｐ＋５．７ｍの津波に対して必要となる対策すらしてこなかったことは，極めて悪質

であり，被告の利益優先主義，安全軽視の姿勢をもっともよく示す事実の一つである。

原子力事業者としてはありえない，安全軽視の姿勢により，本件原発事故を引き起こし，原告らの財産・人生に甚大な被害を与え続けていることは，特に重視されなければならない。

## 第４　まとめ

以上の被告の起こした数々の事故とその対応，及び市民団体からの要望等への不合理かつ不誠実な対応等から明らかなように，利益優先のため原発による発電稼働率を確保し，安全をおろそかにする被告の姿勢・体質は原子力発電運営当初から一貫して変わることがなかった。

このような，原子力事業者として許されない，姿勢・体質を多数の機会があったにもかかわらず，一度も改めることなく有し続けたことは極めて悪質である。そして，その悪質な姿勢・体質が本件事故を引き起こして，原告らの人生・財産等を破壊してしまったのである。

その責任が極めて重いことは明白である。

そして，かかる被告の重大な悪質性は，原告らの第１０準備書面や本準備書面で主張しているとおり，損害賠償における慰謝料金額算定の評価において，これを大きく増額させる重要な事由になるのであり，決して軽視してはならないものである。

## 第５　悪質性主張の意義

最後に，原告は，被告らの本件事故に関する，悪質性主張を従前より行っているが，その意義ないし位置付けについて，整理しておく。

## １　慰謝料についての一般論

### （１）　判例

慰謝料額の決定に当たって裁判所が斟酌すべき諸般の事情については，何らの制限がなく（大判大５・５・１１刑録２２・７２，大判大９・５・２０民録２６・７１０），当事者の身分・資力・生活の程度・被害の態様その他諸般の状況（大阪地判明３５・１０・１６新聞１１４・１１），被害者の員数・年齢・加害行為の動機（大判明４４・４・１３刑録１７・５６９）等のように，きわめて広範囲の要素が含まれる（齋藤修「総論」『慰謝料算定の理論』２６頁，株式会社ぎょうせい，平成２２年）。

### （２）　学説

学説も，基本的には判例理論を承認している。我妻博士は，「理論的に言えば，当該の不法行為に於いて一般人が通常受くる精神的苦痛の量を計量し，これに対して一般人が満足するだけの金銭額を定めるという訳であるが，結局諸般の事情を考量して公平に訴える他ない。端的に言えば，『生じたる損害』の計量ということよりも，『賠償せしむるを妥当とする額の算定』をすることになる」（我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』２０３頁，日本評論社，平成元年）とする。そして，慰謝料額の算定は，「加害者，侵害者双方の身分・地位・財産その他あらゆる事情を考慮し，且被害法益の種類と侵害行為の態様とを相関的に考察して，公平の観念に従って決する他ない。」（同書２０７頁）とする。

また，加藤教授は，「一般的にいえば，慰謝料は，当事者の双方の社会的地位・職業・資産・加害の動機・態様など，諸般の事情を考慮して，公平の観念に従って決める」（加藤一郎『不法行為［増補版］』２４４頁，有斐閣，昭和４９年）とする（齋藤修「総論」『慰謝料算定の理論』２６頁，２７頁）。

### （３）　小括

以上より，判例・学説ともに一般論として慰謝料算定に用いる事由につ

き，諸般の事情を考慮するものとしており，何ら制限をしていない。

2　交通事故における慰謝料増額事由

（1）　慰謝料増額事由が多岐にわたること

たとえば交通事故について，慰謝料増額事由として考えられるものには，故意，重過失，ひき逃げ，飲酒運転，無免許運転等，事故発生自体につき加害者の悪性が強い場合ないし事故後の加害者の対応が劣悪である場合，被害者側の事情として，被害（とりわけ重度後遺障害）の内容・程度，被害者の年齢，被扶養者が多数いる，被害者の家庭内における地位，事故後に家庭が崩壊してしまった等のごとく，加害者側の事情にかかわるものと被害者側の事情にかかわるものとに大別することができるが，そこには，当然のことながら，事故の悲惨さ等，事故態様自体もかかわってくることになる（藤村和夫「交通事故」『慰謝料算定の理論』３８頁）。

つまり，慰謝料増額事由となる事情は多岐にわたっており，決して行為態様の故意・重過失のみに限られるわけではない。

（2）　慰謝料を増額した裁判例

裁判例においても，加害者の過失の内容・程度，その悪質性を根拠とし，慰謝料の増額が認められているが，その多くにおいて，故意ないし重過失が認定されているわけではない。

東京地判平成１８年７月２８日交通民集３９・４・１０９９，大阪地判平成１８年１１月３０日自保ジャーナル１７１３・２０，大阪地判平成１８年２月１６日交通民集３９・１・２０５，仙台地判平成２０年５月１３日自保ジャーナル１７６８・１６，東京地判平成２１年１月１３日（平成２０年（ワ）２７２９号），横浜地判平成２１年２月６日（平成２０年（ワ）２５６１号甲，平成２０年（ワ）２５６２号乙）などは，いずれも過失の大きさやひき逃げ，無免許，飲酒運転，事故後の対応の悪質性等を

慰謝料増額事由としてものであるが，故意や重過失を認定しているわけではない。とりわけ，仙台地判平成２０年５月１３日自保ジャーナル１７６８・１６については，刑事事件において未必の故意が認定されていることが主張・立証されていたものの，慰謝料算定の際に未必の故意の有無が認定されることはなかった。

よって，交通事故についての裁判例からも，慰謝料増額事由は多岐にわたるものであり，決して行為態様について故意または重過失がある場合に限られるわけではないことは明らかである。

3　日弁連提案による慰謝料増額事由

さらに，日本弁護士連合会は，２０１５年に，「慰謝料算定ルールに関する提言（案)」(以下,「日弁連提言案」という。）をまとめた（甲 A 第１３１号証)。この提言案は，シンポジウムや決議等において慰謝料額が低過ぎると繰り返し指摘され，弁護士アンケート結果においても４７．８％が慰謝料額（精神的損害）は「低い」と回答しているなどの結果を踏まえ，慰謝料増額のための考慮要素を法文上明確にしようというものである。具体的には，過去の裁判例を分析し，以下の１３の要素を考慮要素としてあげている。

①　侵害者の行為に故意又は重大な過失が認められるとき

②　侵害行為に計画性が認められるとき

③　侵害行為の動機が悪質と認められるとき

④　侵害行為に至る経緯又は侵害行為の態様が悪質と認められるとき

⑤　侵害行為が反復継続され又は長期間に及んだとき

⑥　侵害行為後の侵害者の行為が悪質又は不誠実と認められるとき

⑦　侵害行為により生じた結果に至る経緯が悲惨であるとき

⑧　侵害者が日常生活又は社会生活を営む上で侵害行為を回避することが困難と認められるとき

⑨　侵害者と被害者との間に信頼を基礎とした人間関係があり，それが毀損されたとき

⑩　被害者の重大な人格的利益が侵害されたとき

⑪　被害者の重大な（自己実現の機会／将来の具体的な選択の機会）が失われたとき

⑫　被害者に重大な精神的後遺障害が残ったとこ

⑬　被害者の生活の基盤が破壊されたと認められたとき

4　まとめ

以上のように，慰謝料増額事由は，被告側の故意又は重過失の存在に限られない。

原告らが提出した被告の悪質性の書面２本は，故意又は重過失だけでなく，それ以外の慰謝料増額事由を根拠づける事情明らかにするものであり，本件の慰謝料の算定においては，悪質性書面に記載された事情を充分考慮しなければならない。

以　上